

新型コロナウイルスに関する千葉県からのお知らせ

感染者が増大する中、保健所は重症化リスクのある方への支援に重点をおくため、原則、保健所から感染者への療養終了時の連絡はしないこととしました。つきましては、以下の解除基準についてご確認いただき、ご家庭で判断していただくようお願いいたします。

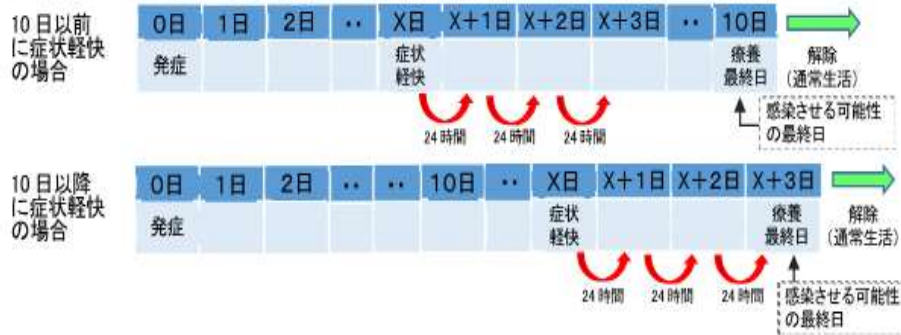
☆有症状患者の方で、発症日から10日が経過した時点で症状軽快後72時間が経過している場合、療養解除とする。(療養の継続が必要と思われる場合は、お住まいの保健所へお問い合わせください。)

新型コロナウイルス陽性者 療養解除日の判断基準(概要)



【有症状患者の場合】

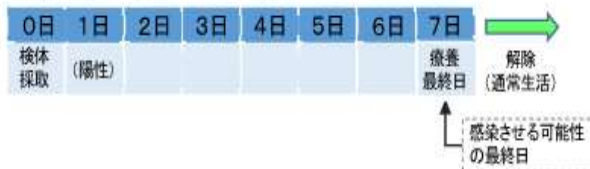
発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合



※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること(症状がすべて無くなることを必要とはしません)

【無症状患者の場合】

陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合
(オミクロン株以外が確認された場合は10日間)



※解除後も10日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認して下さい。
※当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日とし、【有症状患者の場合】の基準に沿って療養してください。

濃厚接触者とは

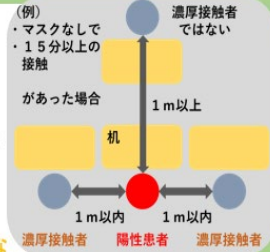


患者の感染可能期間^(※1)において、

マスクをつける
黙食が大事



- ・同居あるいは長期間の接触があった
- ・適切な感染防護^(※2)なしに患者を診察、看護若しくは介護していた
- ・気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策^(※3)なしで、15分以上の接触があった(個々の状況により患者の感染性を総合的に判断します)



のいずれかに該当する場合、濃厚接触者となります。

※1 患者の発症日の2日前から(無症状病原体保有者は検体採取日の2日前から)
※2 サージカルマスクの着用及び適切な手洗いに加え、必要に応じて目の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)の装着
※3 マスクの着用等



濃厚接触者の待機期間の変更

☆新型コロナウイルス感染症感染者と接触があった日を0日として翌日から7日間は、外出の自粛(自宅待機)と健康観察をお願いいたします。ただし、10日間が経過するまでは、検温などによりご自身による健康状態の確認をお願いします。

同居家族の待機期間

- ・同居家族の待機期間は、『検査陽性者の発症日(当該検査陽性者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)』又は、『当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日』のいずれか遅い方を0日目として、7日間(8日目解除)とします。
- ・ただし、同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日(当該別の家族が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算することになります。
- ・また、検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合には、その発症日を0日目として起算します。
- ・なお、同居家族等の7日間の待機期間が終了した後10日間まで、また、検査陽性者の療養が終了するまでは、濃厚接触者の方も検温などご自身による健康状態の確認をお願いします。

医師からの指示や市川保健所からの連絡がない場合、「陽性者の療養解除日」「同居家族の待機期間」は各家庭での判断となります。登校の判断については市川市教育委員会 HP をご覧ください。

